

(公開用 会議録原本と一部異なる場合があります)

令和7年

第3回東栄町議会定例会 会議録

(第1日)

令和7年9月9日 (火)

令和7年第3回東栄町議会定例会会議録

招集年月日 令和7年9月9日(火) 開議 午前10時00分
散会 午後 1時40分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

不応招議員 なし

出席議員 (8名)

<u>1番 岡田浩二</u>	<u>2番 佐々木一也</u>
<u>3番 浅尾もと子</u>	<u>4番 櫻井孝憲</u>
<u>5番 伊藤真千子</u>	<u>6番 西谷賢治</u>
<u>7番 村本敏美</u>	<u>8番 加藤彰男</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	岡田守		
総務課長	伊藤太	会計管理者兼税務会計課長	藤田智也
生活環境課長	伊藤仁寿	福祉課長	伊藤輝美
経済課長	佐々木豊	建設課長	原田経美
教育課長	青山章	診療所事務長	高尾公彦

公務による欠席者 なし

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 加藤寿基

令和7年第3回東栄町議会定例会議事日程

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 認定案第 1号 令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定案第 2号 令和6年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定案第 3号 令和6年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定案第 4号 令和6年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定案第 5号 令和6年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定案第 6号 令和6年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定案第 7号 令和6年度東栄町下川財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定案第 8号 令和6年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定案第 9号 令和6年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定案第10号 令和6年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定案第11号 令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定案第12号 令和6年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定案第13号 令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 議案第56号 東栄町火入れに関する条例の一部改正について
- 日程第20 議案第57号 令和7年度東栄町一般会計補正予算（第6号）について
- 日程第21 議案第58号 令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

		について
日程第 2 2	議案第 5 9 号	令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 3	議案第 6 0 号	令和 7 年度東栄町東栄診療所特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 4	議案第 6 1 号	令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について
日程第 2 5	議案第 6 2 号	令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 6	議案第 6 3 号	令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計（第 1 号）について
日程第 2 7	同意案第 4 号	東栄町教育委員会委員の任命について
日程第 2 8	報告第 4 号	令和 6 年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について

----- 開 会 -----

議長（加藤彰男君）

ただいまから令和7年第3回東栄町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は8名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

----- 議事日程の報告 -----

議長（加藤彰男君）

本定例会の議会運営並びに本日の議事日程について、議会運営委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員長。

議会運営委員長（岡田浩二君）

それでは失礼いたします。議会運営委員長報告をさせていただきます。令和7年第3回議会定例会第1回目の運営について、9月1日に議会運営委員会を開催しており、その結果の報告をさせていただきます。日程第1、会議録署名議員の指名、日程第2、会期の決定は従来通りです。日程第3、諸般の報告は議長より報告があります。日程第4、行政報告、日程第5、町長提出議案大綱説明は町長より報告と説明があります。その後の議案審議につきましては、配布いたしました議案審議一覧表のとおりです。認定案第1号から認定案第10号までの10議案は一括上程とし委員会付託をします。また、認定案11号から認定案13号までの3議案についても一括上程とし、委員会付託をします。続いて議案第56号と議案第57号は順次1件ごとに上程。議案第58号と議案第59号は一括で上程。議案第60号は1件での上程とし、議案第61号から議案第63号の3案件につきましては、一括での上程とします。同意案第4号は人事案件であり、本日採決といたします。もとい、本日採択といたします。報告第4号は報告をしていただきます。以上、付議事件は議案、認定議案、認定案13件、議案8件、同意案1件、報告1件でございます。次に一般質問ですが、今回の質問者は4名であり、9月10日火曜日、間違えました9月10日水曜日午前10時から行います。会議中発言をする際には、会議規則49条に基づき議長の許可を得たのちに発言を行っていただくこと、また、マイクに向かって分かりやすく発言することをお願いいたします。最後になりますが、令和7年第3回東栄町議会定例会につきまして、会期中の議会運営にご協力の程よろしくをお願いいたします。以上で報告を終わります

議長（加藤彰男君）

ただいま、議会運営委員長から報告がありました日程で議事を進めますのでよろしくお願いたします。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（加藤彰男君）

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により1番岡田浩二議員、4番櫻井孝憲議員の2名を指名いたします。

----- 会期の決定 -----

議長（加藤彰男君）

日程第2、「会期の決定」を議題といたします。本定例会の会期は本日9月9日から9月19日までの11日間としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり。）

異議なしと認め、会期はそのように決定いたしました。

----- 諸般の報告 -----

議長（加藤彰男君）

日程第3、「諸般の報告」を行います。令和7年第2回定例会以降の行事等は、配布してあります一覧表をお目通しください。次に地方自治法第235条の2の規定により例月出納検査の結果について、令和6年度の6月実施分、令和7年度6月実施分、7月実施分、8月実施分の報告が出ており、いずれも適正であるとの検査結果です。詳細につきましては事務局で保管しておりますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の関係は、配布してあります陳情請願等一覧表のとおりです。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長提出議案大綱説明 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第4、「行政報告」及び日程第5、「町長提出議案大綱説明」を行います。町長から行政報告と本定例会に上程されております議案の大綱説明を求めます。

町長。

町長（村上孝治君）

改めまして皆さんおはようございます。本日は9月東栄町議会第3回定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には公私にわたり大変ご多用の中ご参集を賜りまして厚く御礼申し上げます。はじめに、前線の影響で線状降水帯を伴う大雨が各地で発生し、記録的な大雨となった九州はじめ東北北海道など、土砂災害や浸水等によりまして人的被害、家屋などの物的被害が発生しているところでございます。また、先週末に発生をいたしました台風15号の影響においても、私ども東海愛知地域そして静岡では牧之原市で起き

た竜巻、国内最大級約風速 75 メートルというような被害が各地で起こっております。特に被災をされました皆さんに心からお見舞い申し上げ、1 日も早い復旧復興をご祈念申し上げたいと思います。9 月に入り幾分残暑も和らいだと申し上げたいところでございますが、先ほど、今お話しました通り台風 15 号が、急に台風が発生し、太平洋側をですね、九州から四国、近畿、東海と通過をし、関東へと大雨の、大量の雨をですね、降らせ各地で災害が発生し、暑さはですね、数日間は少し緩和されましたけれども、その後はまだまだ日中はですね、暑い日が続いておるという状況であります。地球温暖化の時代から地球沸騰化の時代が来たとも言われるほど世界各地で記録的な高温が頻発化しております。日本では群馬県ですね、伊勢崎市では 8 月 5 日にですね、国内統計上最高の 41.8 度を観測しておりますし、県内ですね、名古屋、豊田市辺りも 40 度越えというような状況もあるわけでありまして、気候変動に伴いまして自然災害が激甚化、頻発化する中でですね、今後は本格的なですね、9 月に入り台風シーズンが到来するわけでありまして。町民の皆さんが安全安心して暮らせるように、引き続き防災減災対策に取り組んでまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。そして 8 月 31 日に防災訓練を実施をさせていただき、シェイクアウトの訓練の他、各地区自主防災会が避難所を開設しまして、住民らの被害状況連絡方法を確認し、町との防災対策本部へ情報伝達訓練を実施をさせていただいたところでございます。そして、町制施行 70 周年事業として開催をしました防災フェアにも多くの方にご参加をいただきました。ひだまりプラザの駐車場とですね、小学校を会場に実施をし、防災講演会は名古屋工業大学の井戸田教授に住まいの耐震化について解説をいただき、対策の重要性を学ばせていただきました。今後は耐震診断、耐震改修が少しでも進むようにですね、取り組んでまいりたいと思っております。また、消防団においても放水訓練の実演が行われたところであります。そして小学校グラウンドではですね、起震車の体験、体育館では段ボールベットなど避難所体験、その他にも各ブースでの非常食の試食やですね、防災グッズの実演なども行われたところであります。そして警察音楽隊のコンサートもあり、交通安全もですね、呼び掛けをさせていただき。引き続き災害の備えを皆さんとともに進めてまいりたいと思っております。そしてもう 1 つ、70 周年記念事業として 8 月 5 日に夏季巡回ラジオ体操みんなの体操会がですね、小学校グラウンドで開催をし、町内外からおよそ 300 名のご参加をいただき、体を動かすことの気持ち良さですね、人とのふれあいを改めて感じられるひと時になったと思っております。またこの様子につきましては NHK ラジオで生放送され、全国に東栄町を PR 出来たところであります。町制施行 70 周年に花を添えるイベントとなりました。ご参加をいただきました皆さまに心より感謝を申し上げます。さて、1 日から小中学校二学期が始まりました。二学期最初の行事であります中学校の体育大会は先週 6 日土曜日に開催され、議員の皆さん方にも暑い中ご参加をいただきましたところであります。ありがとうございました。次に敬老会につきましては、例年通り開催の可否はそれぞれの区によって判断をして頂いておるところでありまして、今年度は 4 地区、三輪、粟代、古戸、東菌目での開催というふう聞いておる所であります。令和 7 年度敬老会の対象者は 75 歳以上の方で 865 名、前年比でいきますと 21 名の減、そのうち 100 歳以上の方は 9 名であります。前年比で 2 名の減でございます。地域でご長寿ので

すね、方が頑張っておられますことは、町民の皆さんとともに健康なまちづくりを進めております本町としても心強い限りでございます。長寿を迎えられました皆様には、ますますご健勝とご多幸をですね、お祈り申し上げたいと思います。次に国の来年度の2026年度予算についてであります。各省庁の概算要求が出揃った所であります。一般会計の要求総額は122兆円台となりまして、25年度を大きく上回り、3年連続で過去最大を更新しております。高齢化により年金や医療などの社会保障は膨らみ、過去最大の34兆8千億円、子ども家庭庁もです、4兆3千億円と23年度の子ども家庭庁の発足以来最大となっておりますところでございます。また国債費もです、過去最大32兆4千億円と前年度より1兆2千億円上積みとなっているところであり、そして与野党が26年度の実施で合意しております高校授業料の無償化には約4,000億円、小学校の給食費の無償化には約3,100億円が見込まれております。対象範囲や財源などは今後編成過程で検討するというふうにやっておりますところであります。そして私どもに関係の深い地方交付税の総額につきましては、自治体に配る出口ベースで前年度予算比で2%の増、3,792億円の増でありまして、19兆3,367億円となっておりますところでございます。臨時財政対策債は前年度より引き続きまして0となっておりますところであります。例年この時期に行っております愛知県の総合要望につきましては、正副議長とともに8月28日とです、9月4日に関係の県庁部局に要望活動を行って参りました。今年度は峰野県議体調不良ということで、事前に内容等を伝えておまして、同行は残念ながら出来ませんでした。県議会でも同様に要望して参りました。この要望につきましては、今議会会期中の16日の常任委員会終了後にご報告をさせていただく予定となっております。また、今後も国等に対しましては、機会あるごとに要望活動を行ってまいりたいと思っております。そして道路関係、三遠南信自動車の整備促進等の要望につきましては、6月20日に長野県静岡県と共に国交省財務省へ、そして地元のです、国会議員への要望活動を行って参りました。今年度は私とです、浜松、旧の水窪町の方ですが発表させていただく場を設けさせていただきました。また、中部整備局にも要望を行っております。そして東三河縦貫道路建設期成同盟会の8市町村長で関係するそれぞれの道路建設促進につきましては、7月10日に中部整備局、愛知県には7月7日に要望しておるところでございます。道路関係でもう1つ報告させていただきますと、愛知県議会建設委員会の閉会中委員会が8月22日に新城設楽建設事務所で開催をされ、管内の道路や現状報告、提案要望を参考人として副町長が出席をし、建設要望と伴にです、県議会建設委員に説明させて頂いたところでございます。9月1日には奥三河幹線道路北設井桁道路等整備促進協議会、新城設楽建設協議会、三遠南信自動道建設促進奥三河期成同盟会の合同、構成市町村は豊田市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村であります、愛知県建設部に要望させていただきました。当日は地元の県議会議員の先生方にもご同席をいただきましてご助言を頂いたところでございます。次に簡易水道の整備についてであります、7月31日に名古屋市において三河山間地域水道整備促進連盟通常総会を開催し、愛知県建設局技官はじめ関係職員、県議会議員の皆様にご出席をいただき開催をいたしました。それから終了後、北設3町村の水道の現状報告と補助金要望等をさせて頂いたところでございます。もう少し時間をいただきまして、6月議会以降の取り組みについて主なも

のを報告させていただきます。最初に東三河広域連合議会でございますが、8月6日とです、少し飛んで12日に開催をし、副管理者として出席をさせていただきました。東栄町議会からはご承知のように岡田議員、伊藤真千子議員が出席をしております。提出議題につきましては、令和6年度の一般会計歳入歳出決算と介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての2議案。いずれも賛成多数で可決をいただきました。また、東三河広域連合職員の勤務時間、休憩、休暇等に対する、関する条例の一部を改正にする条例についてと、東三河広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての2議案も可決をされました。報告第1号専決処分、損害賠償の和解及び額の確定の報告もいたしました。そして一般質問は東三河まち・ひと・しごと創生総合戦略についてと介護保険事業についての質問をはじめ、3名の方が質問をされました。なお、それぞれの質問内容等は広域連合のホームページでご覧いただきたいと思います。次に愛知東農協の総代会が6月26日の午前中に開催され、またその日の、同じ日の午後には森林組合の総代会が開催され、私も出席をさせていただきました。特に森林組合につきましては、事務所建設計画がその時に報告をされ、現在産業会館の隣に新しく事務所が建設されますが、この9月1日に工事に着手をされ、完成は来年春というふう聞いておるところであります。次に7月25日に豊根村とよね文化広場村民ホールにおきまして山村問題懇談会が開催され、愛知県知事をはじめ自民党愛知県議団、山村離島振興議員連盟の皆さん、副知事をはじめ県幹部の方が臨場していただきまして三河山間6市町村、豊田市、岡崎市、新城市、北設3町村が一堂に会して懇談会を開催をしました。今年度の懇談テーマにつきましては新たな山村振興ビジョンについてであり、2009年に愛知山村振興ビジョンを作成して以来、3次に渡りビジョンを策定をして参りました。現行の山村振興ビジョンが今年で終了するため、引き続き新しいビジョンの策定に向けまして重点的な取組の方向性について意見交換をさせていただきました。来年度の開催は豊田市での開催の予定でございます。次に北設3町村認知症講演会が8月23日土曜日に奥三河総合センターで午後1時から開催をされました。基調講演は丹羽治男豊根村診療所長、その後に愛知県認知症希望大使の土赤伸生さんによります講演「認知症希望大使の暮らしと工夫」というのをお聞かせいただきました。また当日の会場においては、各体験ブースを設けまして、脳健康チェック、耳の聞こえ検査、eスポーツ体験、認知症VR、保健師との相談ブースなど地域住民の認知症対策に取り組んで頂いた1日であったと思っております。次に子育て関係ですが、夏休み期間中ですね、放課後児童クラブの利用者は非常に多かったために、職員をはじめスタッフの確保に大変苦勞をしたところでございますが、職員の皆さんはじめ関係者の方々の献身的な働きによりまして、無事に夏休み期間中の運営が出来たというふうに思っております。来年度もこうした傾向が続くことも考えますと、今のうちから職員の確保に努めて参りますが、いずれにしても人材不足が本当に懸念されるところであります。また、9月25日にですね、子育て支援センターにおいて今年も未就学児童の保護者の皆さんと懇談会を持たせていただきまして、皆さんと意見交換をさせていただく予定であります。昨年もその中で子育て支援センター、現在週3日の利用となっておりますが、出来れば週5日の利用が出来るようにとご要望等をいただきましたが、今もお話をさせて頂いた通り職員はじ

めスタッフの確保の問題がやはりありましてなかなか実現出来ませんでした。今後も放課後児童クラブも含めまして地域おこし協力隊の採用なども参考にですね、考慮をしながらスタッフの確保に全力で取り組んで参りたいと思います。また、障害児の対応もですね、やはり年々そういった対応もですね、多くなってまいっておりますので、しっかり検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。それから高齢者の方々との交流も随時実施をしていきたいと思っております。各区でおいでん家訪問など、皆さんとお話させていただかれる機会を、それぞれの地域と相談しながら、その機会を作ってまいりたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。また以前もちょっとお話を聞いておりますが、役場職員による出前講座もですね、是非ご利用いただきたいというふうに思っております。それぞれのメニューによりましてご利用頂けたらというふうに思いますが、職員が各地区集会所等に出向いて行うことも出来ますし、また役場を会場としても利用して頂いても構いませんので、ぜひ積極的に活用して頂けると有難いと思っておりますので、議員の皆様方にも地域に戻りましたらですね、それぞれ活用ですね、方法を検討していただきながら、ぜひお願いしたいと思います。最近の実績はほとんどないような状況であります。ぜひご活用いただきたいと思っております。次に2025年国勢調査についてであります。5年ごとに実施されます。今年度は令和7年国勢調査の年となりますが、10月1日現在の状況の調査であります。9月14日から20日に調査書類が配布されインターネット回答が開始をされます。その後10月1日から調査用紙による郵送回答の開始または調査員への提出という流れで始まりますので、今後しっかりご案内をさせていただきますので、調査にご協力をお願いをしたいと思っております。町内全域では調査員等ですね、訪問をいたす機会もありますのでよろしく願いを申し上げます。最後に皆様にはご承知の通りだと思っておりますが、去る7月20日に執行された第27回参議院議員通常選挙の結果を受けて、国政の構図もですね、大きな変革期を迎えております。少数与党、また最近では内閣総理大臣の辞職など等も踏まえますと、国政の動向を引き続き注視をしながら情報収集に努め、まちづくりに必要となる財源の確保に加え、防災や教育、介護医療など各分野に連携を図りながら住みよいまちづくりの実現に向け取り組んで参りますので、町民の皆様をはじめ議員各位におかれましても町の取り組みに対しましてご理解をいただきまして、これまでと変わらぬご支援とご協力をお願い申し上げまして行政報告を終わらせていただきます。

それでは引き続きまして、今定例会に提出しました議案等につきましてご説明を申し上げます。今議会に上程いたします議案等につきましては、令和6年度の決算認定が13件、議案が8件、同意案が1件、報告が1件でございます。併せて23件を上程いたしますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。では各議案について簡略に説明をさせていただきます。認定案第1号、令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定から認定案第13号、令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。ご配布を致しております令和6年度決算に係る主要施策の成果報告書の12ページをご覧くださいと思います。一般会計は歳入総額が42億6,144万4千円、歳出総額が41億282万7千円、翌年度に繰越すべき財源を差し引いた実質収支は1億3,561万5千円でありま

す。当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額を表す単年度収支は 8,738 万 5 千円の赤字となりました。単年度収支に実質的な黒字要素であります基金積立金及び地方債の繰上償還金、今回はありませんが、これを加え実質的赤字要素であります積立金取崩額を引いた実質単年度収支額は 4 億 250 万 2 千円の赤字となりました。26 ページの財政分析指標についてであります。健全化判断比率の実質公債費比率は 11.5 で、昨年度より 1.4 ポイント上がりました。また、将来負担比率は 5.4 となりました。地方債の残高は特別会計と合わせますと 46 億 5,133 万 8 千円ではありますが、前年度に比べて 2 億 2,631 万 9 千円の減となっております。経常収支比率は 86.8% で前年度と比較して 3.3 ポイント上がりました。引き続き経常的なものに充てられる一般財源の確保と経常経費の削減に努めていく必要がございます。各特別会計につきましても予算通り執行でき、問題はありませんでした。内容等につきましては、先日の議会全員協議会で各担当課長からご説明させて頂いたとおりでございます。次に議案第 56 号、東栄町火入れに関する条例の一部改正についてであります。異常乾燥注意報を乾燥注意報に改め、現行制度に合致するよう文面の整理をするものであります。次に議案第 57 号、令和 7 年度一般会計補正予算第 6 号。3,734 万 3 千円を増額補正するものであります。内容につきましては、議員研修の講師謝礼、旧本郷保育園排水施設改修工事、市場集会所駐車場修繕工事、コンピューター等借上料、国勢調査に係る経費、平和記念碑設置工事、トータルコンディショニング委託料、放課後児童クラブ支援員業務委託料、第二子無償化システム改修業務委託料、小規模林道事業、家計応援事業費、東栄フェスティバル公演業務委託料、とうえい温泉修繕料、低濃度 PCB 廃棄物等運搬処分業務委託料、急傾斜地崩壊対策事業費負担金、映像配信システムデータ放送設備更新業務、調理業務委託料、建築基準法定期報告委託料、会計年度任用職員人件費及び国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計繰出金が増額がですね、主なものでございます。一方、林道測量設計等委託料、会計年度任用職員人件費が減額の主なものでございます。これにあたる歳入につきましては、個人番号カード交付事務費補助金、地方創生臨時交付金、第二子第三子保育料無償化事業費補助金、国勢調査委託金、財政調整基金繰入金を見込みます。また普通交付税、保育料、後期高齢者医療保険基盤安定負担金、前年度繰越金につきましては、減額いたします。次に議案第 58 号、令和 7 年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算第 2 号は 465 万 8 千円を増額補正で、子ども子育て支援金制度システム改修委託料、一般被保険者納付金、施設清掃業務委託料、補助金の返還を追加するものであります。議案第 59 号、令和 7 年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第 1 号は 827 万 4 千円を増額補正で、子ども子育て支援金制度システム改修委託料、後期高齢者医療広域連合納付金、療養給付費負担金、保険金還付金を追加するものであります。次に議案第 60 号、令和 7 年度東栄診療所特別会計補正予算第 2 号は 185 万 3 千円を増額補正で、聴覚検査機器購入費等を追加するものであります。次に議案第 61 号、令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算第 2 号は資本的収支で 2,709 万円の増額補正で、内容につきましては三輪浄水場膜処理設備逆洗弁交換、町道本郷下川農免線道路拡張に伴う水道管移設工事を追加するものであります。議案第 62 号、令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算第 1 号につ

きましては、収益的収支で14万8千円の増額補正で、内容につきましては消費税及び地方消費税中間納付費用を追加するものであります。議案第63号、令和7年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は収益的収支で8万円の増額補正で、内容は消費税及び地方消費税中間納付費用を追加するものであります。同意案第4号、東栄町教育委員会委員の任命については、9月30日で任期満了となります渡邊忠司委員に代わり真柴浩志委員の同意をお願いするものであります。報告第4号、令和6年度決算による財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき報告するものであります。以上でございますが、詳細については副町長はじめ担当課長から説明をいたしますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

----- 認定案第1号～10号 -----

議長（加藤彰男君）

日程第6、認定案第1号「令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第15、認定案第10号「令和6年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について」までの決算認定案件10件を一括として議題といたします。説明は認定案1号一般会計及び認定案第2号から第10号の特別会計9件は通して一括で説明しますのでお願いします。なお質疑は議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。

会計管理者。

会計管理者（藤田智也君）

認定案1号、令和6年度東栄町一般会計歳入歳出決算認定について。決算書の2ページをご覧ください。まず歳入については収入済額、歳出については支出済額を款ごとに朗読いたします。まず歳入。1款町税3億105万6,585円。2款地方譲与税9,520万9千円。3款利子割交付金16万円。4款配当割交付金331万7千円。5款株式等譲渡所得割交付金441万3千円。6款法人事業税交付金1,187万5千円。7款地方消費税交付金7,514万4千円。8款環境性能割交付金910万9,612円。9款地方特例交付金1,168万3千円。10款地方交付税19億4,136万6千円。11款交通安全対策特別交付金0円。12款分担金及び負担金1,990万47円。次のページをご覧ください。13款使用料及び手数料6,382万2,315円。14款国庫支出金3億9,668万169円。15款県支出金3億2,065万4,226円。16款財産収入1,245万4,512円。17款寄附金639万8,000円。18款繰入金3億4,450万1,240円。19款繰越金2億4,445万2,897円。20款諸収入7,187万1,944円。21款町債3億2,728万5,000円。歳入合計42億6,144万3,547円。次のページをご覧ください。次は歳出です。1款議会費4,326万1,459円。2款総務費9億2,043万1,034円。3款民生費6億7,040万3,501円。4款衛生費5億885万6,876円。5款農林水産業費4億2,612万8,228円。6款商工費1億550万8,602円。7款土木費1億5,176万8,891円。8款消防費2億3,116万8,331円。次のページをご覧ください。9款教育費2億7,356万4,510円。10款災害復

旧費 1 億 243 万 41 円。11 款公債費 4 億 5,612 万 4,560 円。12 款諸支出金 4,774 万 9,207 円。13 款予備費 0 円。歳出合計 41 億 282 万 6,531 円。続いて 149 ページと 150 ページを。7 款土木費、すみません。もう一度 7 ページの 7 款土木費 1 億 5,176 万 8,891 円。ごめんなさい。訂正します。7 款土木費 3 億 1,720 万 182 円です。訂正いたします。

はい、続いて、すみません、149 ページと 150 ページをご覧ください。認定案第 2 号、令和 6 年度東栄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款国民健康保険料 5,271 万 8,300 円。2 款使用料及び手数料 2 万 7,600 円。3 款県支出金 3 億 1,582 万 2,607 円。4 款財産収入 85 万 4,524 円。5 款繰入金 6,531 万 9,090 円。6 款繰越金 1,528 万 1,000 円。7 款諸収入。すみません。もう一度 6 款から読み上げます。6 款繰越金 1,612 万 3,732 円。7 款諸収入 544 万 5,346 円。8 款町債 0 円。9 款分担金及び負担金 1,624 万 3,234 円。10 款国庫支出金 239 万 8,000 円。歳入合計 4 億 7,495 万 2,433 円。次のページ、151 ページをご覧ください。歳出 1 款総務費 253 万 2,523 円。2 款保険給付費 2 億 7,859 万 4,079 円。3 款国民健康保険事業費納付金 1 億 140 万 6,545 円。4 款共同事業拠出金 0 円。5 款保険事業費 5,068 万 6,991 円。6 款基金積立金 0 円。7 款公債費 0 円。8 款諸支出金 917 万 2,700 円。次のページをご覧ください。9 款予備費 0 円。歳出合計 4 億 4,239 万 2,838 円。

続いて 178 ページと 179 ページをご覧ください。認定案第 3 号、令和 6 年度東栄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款後期高齢者医療保険料 5,935 万 5,600 円。2 款使用料及び手数料 3,500 円。3 款繰入金 7,619 万 4,430 円。4 款繰越金 245 万 2,954 円。5 款諸収入 271 万 4,455 円。歳入合計 1 億 4,072 万 939 円。次のページをご覧ください。次は歳出です。1 款総務費 532 万 585 円。2 款後期高齢者医療広域連合納付金 7,897 万 7,821 円。3 款後期高齢者医療費 5,501 万 9,000 円。4 款諸支出金 7 万 2,200 円。5 款予備費 0 円。歳出合計 1 億 3,938 万 9,606 円。

続いて 191 ページと 192 ページをご覧ください。認定案第 4 号、令和 6 年度東栄診療所特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 1 款診療収入 1 億 9,335 万 7,037 円。2 款使用料及び手数料 226 万 1,435 円。3 款県支出金 81 万 4,000 円。4 款繰入金 2 億 95 万 2,000 円。5 款繰越金 1,904 万 5,368 円。6 款諸収入 640 万 4,191 円。歳入合計 4 億 2,283 万 4,031 円。次のページをご覧ください。歳出 1 款総務費 2 億 5,397 万 983 円。2 款医業費 1 億 4,576 万 4,336 円。3 款公債費 105 万 726 円。4 款予備費 0 円。歳出合計 4 億 78 万 6,045 円。

続いて 208 ページをご覧ください。以降は財産区特別会計の決算状況となりますので、前年度から増減のあった御殿財産区と園財産区以外は歳入歳出差引額のみ朗読いたします。認定案第 5 号、令和 6 年度東栄町御殿財産区特別会計歳入歳出決算認定について。歳入 3 款繰越金 22 万 8,350 円。4 款雑収入 189 万 2,000 円。歳入合計 212 万 350 円。次のページをご覧ください。歳出 2 款財産管理費 189 万 2,000 円。歳出合計 189 万 2,000 円。

続いて 216 ページをご覧ください。認定案第 6 号、令和 6 年度東栄町本郷財産区特別会計歳入歳出決算認定について。区分 3 歳入歳出差引額 818 円。

続いて 225 ページをご覧ください。認定案第 7 号、令和 6 年度東栄町下川財産区特別会

計歳入歳出決算認定について。区分3歳入歳出差引額6,540円。

続いて235ページと236ページをご覧ください。認定案第8号、令和6年度東栄町園財産区特別会計歳入歳出決算認定について。歳入1款繰越金2,876円。2款雑収入33万2,545円。歳入合計33万5,421円。次のページをご覧ください。歳出1款管理会費33万2,545円。歳出合計33万2,545円。

続きまして243ページをご覧ください。認定案第9号、令和6年度東栄町三輪財産区特別会計歳入歳出決算認定について。区分3歳入歳出差引額1,200円。

続いて252ページをご覧ください。認定案第10号、令和6年度東栄町振草財産区特別会計歳入歳出決算認定について。区分3歳入歳出差引額1万6,445円。以上であります。

議長（加藤彰男君）

会計管理者の説明が終わりました。質疑は案件ごとに行います。なお、12日の決算特別委員会で決算審査の質疑を行いますので、詳細の質疑はその際をお願いいたします。本会議の質疑は先の議案説明に関して確認したい内容等をお願いいたします。

それでは認定案第1号の質疑に入ります。歳出全般について質疑はございませんか。浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、2点お尋ねできたらと思っております。一般会計決算の質疑、まず2つですね。1点目がですね、決算書65ページののき山学校に関する費用であります。本日お配りいただきました資料を頂いてですね、総額として1億3,365万7,169円がかかったということで事業はこれで完了ということだと思いますが、9月の指定管理者が発行しているニュースを見ますと、8月から利用料金を変更したということが書かれておりました。私たちが議会で議決した条例のですね、使用料と全く異なる体系になっているということ、私驚いたんですけども、どういう状況だったのか、条例の使用料よりも高額になっているということが気になりました。この決算の後に行われた改定ではあります、今回の事業の結果として利用料金が設定されたものと考えますので、また常任委員会の中でもですね、今回の利用料金の設定の経緯ですとか法令や条例にどのような根拠があるのかということをお教えいただきたいと思っております。もう1点はですね、成果報告書の81ページです。シルバー人材センターへの運営費の補助であります。790万1千円です。以前から議会でお尋ねしているようにですね、シルバー人材センターでの賃料というんですかね、労働省ではないということなんですけれども、1時間当たりに作業してくださった方に支払われる金額が最低賃金の改定に併せて最低賃金を下回るものになってしまうということ、議会の中でもぜひ解消してほしいということをお訴えして参りました。この決算ではその最賃割れ問題は解消したのか、また解消していないとすれば今年度の決算額で解消にあたっていくら追加で支出する必要があるのかということをお教えいただきたいと思っております。以上です。

議長（加藤彰男君）

いずれも決算特別委員会でいいですか。はい。

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

はい、以上で歳出を終わり続いて歳入全般の質疑を行います。質疑はございませんか。
浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、歳入全般というよりも一般会計全体に関わってなんですけれども、今回の決算ですね、決算審査意見書、監査委員の方の決算審査意見書でも財政状況が引き続き厳しいことを全職員が認識して財政健全化への取り組みに努めてもらいたいというようなことが書かれていまして、全体としては厳しい財政運営になっているものと理解しました。基金の減少でありますとか、借金の返済である公債費の増加でありますとか、経常収支比率の増加などに見るように財政全体としては硬直化に向かっていると考えておりますが、そうした中でですね、今後の財政運営、厳しいものになっていくと思います。町は財政計画を持っていないということなんですけれども、設楽や豊根のような10年または5年の計画が無いという状況ではあるんですけれども、この決算の議会の中で議論することはできると思うんです。今後の基金や一般会計からの繰出金、地方債の借入の額がどうであるのか、財政規模40億程度でありますけれども、その範囲で維持していくのかなどですね、少なくとも総合計画の計画期間である向こう2ヶ年の財政の見通しについてお示しいただきたいと思いますがいかがでしょうか。

議長(加藤彰男君)

今の内容につきましては決算全般ということで、財政運営ですから決算特別委員会でいいですか。

他にどうですか。

はい、村本議員。

7番(村本敏美君)

先ほど個人的にお願いしたんですけれども、この歳入の中を見ても、やっぱり個人法人町民税または固定資産税、軽自動車税、国保、後期高齢者、診療所等で収入未済額というのが発生しているんですけれども、どうしても納められない事情がある方もあろうかと思うんですけれども、そこら辺の取決め、決算認定委員会でよろしいですので、どういうふうにして収入を得ていくかというようなことをどのように考えているか、そこらへんを教えていただきたいと思います。

議長(加藤彰男君)

まだ決算特別委員会設置出来ていませんけれども、基本的に決算特別委員会その内容について説明をという、そういう質問でいいですか。

はい。他によろしいですか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、認定案第1号を決算特別委員会に付託いたします。

ここで間もなく1時間になりますので休憩としたいと思います。再開は11時5分ですが、揃い次第再開したいと思いますので、ここで一旦休憩といたします。再開は11時5分。その前に揃いましたら再開いたします。よろしく願いいたします。

議長（加藤彰男君）

少し時間前ですけれども、皆さん揃いましたので再開したいと思います。議事を再開いたします。

次に認定案第2号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、認定案第2号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第3号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、認定案第3号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第4号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、認定案第4号を決算特別委員会に付託いたします。

次に日程第10、認定案第5号から日程第15、認定案第10号までの各財産区特別会計歳入歳出決算認定について6件は一括して質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で認定案第5号から第10号までの質疑を打ち切り、決算特別委員会に付託いたします。

----- 認定案第11号～13号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第16、認定案第11号「令和6年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」から、日程第18、認定案第13号「令和6年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの決算認定案件3件を一括して議題といたします。説明は3件通して一括で行います。なお、質疑は議案ごとに行います。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

それでははじめに認定案第 11 号、令和 6 年度東栄町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。公営企業会計決算書の 4 ページをお願いいたします。令和 6 年度東栄町簡易水道事業決算報告書。収益的収入及び支出の収入第 1 款簡易水道事業収益、決算額 2 億 2,176 万 5,686 円。収益的収入及び支出の支出第 2 款簡易水道事業費、決算額 2 億 1,655 万 4,945 円。次に 6 ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入第 3 款資本的収入、決算額 1 億 3,870 万 7,852 円。資本的収入及び支出の支出第 4 款資本的支出、決算額 1 億 7,982 万 4,318 円。次に 9 ページをお願いいたします。損益計算書。営業収益は給水収益及びその他営業収益、水道加入金等になります。営業費用は簡易水道管理費、職員給与、光熱費、委託料と減価償却費などです。営業外収益は他会計補助金や長期前受金です。営業外費用は償還金の支払利子です。特別利益及び特別損益はありません。10 ページをお願いいたします。事業剰余金計算書。令和 6 年度期首の前年度末残高 10 億 3,174 万 6,442 円に一般会計からの出資金 4,065 万 5,000 円、移転補償金変動額 251 万 5,441 円及び当年度純利益 124 万 1,982 円を加えた 10 億 8,087 万 8,744 円が令和 6 年度の期末資本です。13 ページをお願いいたします。剰余金処分計算書ですが、令和 6 年度において変動はありません。14 ページをお願いいたします。貸借対照表。資産の部。1、固定資産については明細が 22、23 ページに記載してありますのでご覧頂ければと思います。2、流動資産。未収金ですが、水道料金や県からの補助金等になります。貯蔵品につきましては、量水器の予備品となります。前払費用につきましては、監視システムが再リースになり、年度をまたぐ契約のためになります。負債の部。流動負債。未払金は年度末に完了した工事などの支払いや人件費、光熱水費などの支払いになりますが全額支払い済です。17 ページから 28 ページまではキャッシュフロー計算書、固定資産明細など添付しておりますのでご確認ください。29 ページをお願いいたします。事業報告書になります。主だったところを掻い摘んで説明いたします。(2) 議会の議決事項ですが、議案第 35 号の補正予算をはじめ 6 件の議決をいただきました。31 ページをお願いいたします。建設改良事業ですが前年度からの繰越工事、中継槽移転工事をはじめ記載の通りの工事及び委託を実施しました。32 ページをお願いいたします。業務量ですが、給水人口 2,628 人、対前年比 117 人の減。年間有収水量は 31 万 5,119 立方メートルで有収率は 40.3%でした。34 ページをお願いします。失礼、33 ページでした。企業債ですが、年度末残高が合計 7 億 3,703 万 3,593 円。今年度借入高が 1,290 万円。今年度償還高が 5,101 万 5,132 円で、今年度末残高は 6 億 9,891 万 8,461 円です。詳細につきましては 24 ページから 27 ページに記載してありますのでご覧ください。以上で簡易水道の決算の説明とさせていただきます。

次に認定案第 12 号、令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。36 ページをお願いいたします。令和 6 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業決算報告書。収益的収入及び支出の収入第 1 款下水道事業収益、決算額 1 億 7,145 万 6,442 円。収益的収入及び支出の支出第 2 款下水道事業費、決算額 1 億 6,808 万 5,445 円。38 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入第 3 款資

本的収入、決算額 5,189 万 9,000 円。資本的収入及び支出の支出第 4 款資本的支出、決算額 5,842 万 9,076 円。41 ページをお願いいたします。損益計算書。営業収益は、下水道使用料及びその他営業収益、排水設備指定工事店登録手数料などです。営業費用は下水道管理費、職員給与、光熱水費、委託料と減価償却費になります。営業外費用は他会計補助金や長期前受金です。営業外費用は償還金の支払い利子と雑支出になります。特別損益はありませんでした。失礼、特別利益はありませんでした。特別損失は過年度収益損、令和 5 年度に調定したもののうち、令和 6 年度に還付となったものになります。42 ページをお願いいたします。事業剰余金計算書。令和 6 年度期首の前年度末残高 10 億 1,446 万 8,405 円に一般会計からの出資金 5,189 万 9,000 円と当年度純利益 333 万 5,997 円を加えた 10 億 8,150 万 2,210 円が令和 6 年度期末の資本になります。45 ページをお願いいたします。剰余金処分計算書ですが、令和 6 年度においては変動はありません。46 ページをお願いいたします。貸借対照表になります。資産の部。1、固定資産につきましては、明細が 54、55 ページにありますのでご覧ください。2、流動資産、未収金ですが下水道使用料になります。負債の部。5、流動負債、未払金は年度末に完了した工事などの支払いや人件費、光熱水費などの支払いになりますが現時点ではすべて支払い済となっております。49 ページから 62 ページまではキャッシュフロー計算書、固定資産明細書などを添付しておりますのでご覧ください。63 ページをお願いいたします。事業報告書になります。(2) 議会の議決事項ですが議案第 58 号の補正予算はじめ 4 件の議決をいただきました。64 ページをお願いします。建設改良事業ですが、東栄浄化センター及びポンプ場維持管理業務委託を実施いたしました。65 ページをお願いします。業務量ですが処理区域内人口 1,410 人で対前年比 16 人の減、年間有収量は 18 万 1,047 立方メートルで有収率は 61.1%でした。66 ページをお願いいたします。企業債ですが、前年度末残高が 4 億 1,217 万 3,745 円。今年度借入高はありません。今年度償還高は 5,804 万 4,076 円で本年度末残高は 3 億 5,412 万 9,669 円です。詳細につきましては 56 ページから 61 ページに記載してありますのでご覧ください。以上で特定環境保全公共下水道事業の決算の説明を終わります。

次に認定案第 13 号、令和 6 年度東栄町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。68 ページをお願いいたします。令和 6 年度東栄町農業集落排水事業決算報告書。収益的収入及び支出の収入第 1 款農業集落排水事業収益、決算額 4,477 万 2,750 円。収益的収入及び支出の支出第 2 款農業集落排水事業費、決算額 4,317 万 4,182 円。70 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の収入第 3 款資本的収入、決算額 497 万円。資本的収入及び支出の支出第 4 款資本的支出、決算額 942 万 8,596 円。73 ページをお願いいたします。損益計算書。営業収益は農業集落排水使用料です。営業費用は農業集落排水管理費と減価償却費です。営業外収益は他会計補助金や長期前受金です。営業外費用は償還金の利子と雑支出になります。特別利益、特別損失はありませんでした。74 ページをご覧ください。事業剰余金計算書。令和 6 年度期首の前年度末残高 6,936 万 8,070 円に一般会計からの出資金 497 万円と当年度純利益 374 万 8,277 円を加えた 7,808 万 6,347 円が令和 6 年度期末の資本です。77 ページをお願いいたします。剰余金処分計算書。令和 6 年度において変動はありませんでした。78 ページをお願いします。貸借対照表になります。資産の部。

1、固定資産については明細が86ページ87ページに記載してありますのでご覧ください。
2、流動資産、未収金ですが農業集落排水使用料になります。負債の部。5、流動負債、未収金は農業集落排水施設の管理委託料や人件費、光熱水費などの支払いになりますが全額支払い済になっております。81ページから92ページまではキャッシュフロー計算書、固定資産明細などを添付しておりますのでご覧ください。93ページをご覧ください。事業報告書になります。主だったところを掻い摘んで説明をいたします。(2)議会の議決事項ですが議案第59号の補正予算をはじめ4件の議決をいただきました。94ページをお願いいたします。建設改良事業ですが農業集落排水処理施設維持管理業務委託を実施しました。95ページをお願いいたします。業務量ですが、処理区域内人口217人で対前年比15人の減。年間有収水量は2万245立方メートルで有収率は76.9%でした。96ページをお願いいたします。企業債ですが前年度末残高が合計7,724万805円。本年度借入高はありません。本年度償還高は942万8,596円で本年度末残高は6,781万2,200円です。詳細につきましては88ページから91ページに記載してありますのでご覧ください。以上で農業集落排水事業決算の説明とさせていただきます。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長の説明が終わりました。これより案件ごとに質疑を行います。なお、12日の決算特別委員会での決算審査の質疑を行いますので、詳細な質疑はその際にまたお願いいたします。本会議の質疑は先の議案説明に関して確認したい内容等をお願いいたします。

それでは認定案第11号の質疑に移ります。歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で歳出を終わり続いて歳入全般について質疑はございませんか。

はい、村本議員。

7番(村本敏美君)

説明書14ページの未収金があるんですけども、説明だと未収金と県支出金がまだ入っていない部分のことだっていうふうに聞いたんですけども間違いはないですか。

議長（加藤彰男君）

生活環境課長。

生活環境課長(伊藤仁寿君)

大きいものにつきましては県の補助金が5月末に入ってきますので、3月31日の決算の段階ではまだ未収金という扱いになります。

議長（加藤彰男君）

村本議員。

7 番(村本敏美君)

決算委員会の折でいいんですけれども、その内訳をちょっと教えていただきたいと思います。はい。

議長(加藤彰男君)

はい、よろしいでしょうか。

以上で質疑を打ち切り、認定案第 11 号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第 12 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り、認定案第 12 号を決算特別委員会に付託いたします。

次に認定案第 13 号の質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り、認定案第 13 号を決算特別委員会に付託いたします。

以上で各会計の決算認定案件の説明及び質疑が終了いたしました。

ここで各会計全般の決算審査につきまして、監査委員櫻井孝憲議員からの報告を求めます。

櫻井議員。

監査委員(櫻井孝憲君)

失礼します。監査委員の櫻井孝憲です。令和 6 年度各会計監査報告をいたします。はじめに、令和 6 年度一般会計と各特別会計の決算につきまして、去る 8 月 1 日、4 日、5 日の 3 日間にわたり河野祥章監査委員とともに決算審査を行いました。決算審査にあたっては町長から提出された歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書について計数に誤りがないか、財政運営は健全か、財政管理は適切か、予算の執行は関連法令に従って合理的になされているかに主眼を置き、予算現額及び歳入歳出額を諸帳簿と照合するとともに担当課長等から説明を受け審査いたしました。結果、全般的な経理や事務事業は概ね適切に処理されていきました。一般会計における実質単年度収支は財政調整基金の積立の減少と取り崩しにより 4 億 250 万 2,000 円の赤字となりました。歳入の財源構成は自主財源 25%に対して依存財源 75%であり、決算額は昨年度と比較して 1 億 8,026 万 9,000 円減少しました。主な要因として国庫支出金と繰入金が増加したことが考えられます。各種の財政指標値についてですが、一般会計の財政力指数 0.18 は昨年と同様であり、実財源が乏しく財政力の弱い状態が続いています。経常収支比率が 86.8%となり、昨年より 3.3 ポイント上昇しました。また、公債費負担比率が 0.1 ポイント上昇して 14.4%となり、一般的に警戒ラインとされている 15%に近づいています。以上の経常収支比率や公債費負担比率等の数値からも、また、令和 6 年度決算からは新たに将来負担比率が生じたからも財政構造の硬直化に注意が必要であると言えます。特別会計につきましては、各会計とも独立採算の原則に沿った事業運営に務め、引き続き受益者負担となる保険料や使用料の適切な設定をはじめ徴収体制の強化を図り徴収率向上による財源確保に

努めていただきたいと思います。東栄診療所については外来患者が前年度に比べ2%ほど減となっております。以前より医師や看護師の確保に取り組んでいるとのことですが、引き続き経営の改善やサービスの向上に努力していただきたいと思います。総括として、歳入及び歳出全般的な事業執行は概ね適切に処理されていますが、今回の決算審査の指摘事項については速やかに検討、改善するとともに、引き続き効率的かつ効果的な事務執行に努め、財政状況が厳しいことを全職員が認識し以下の点について留意し財政健全化への取り組みに努めていただきたいと思います。今後留意すべき事項として、不用額について予算の経済的効果的な執行や経費節減等予算の執行後に緊急性、突発性など必要最低限の予算執行を考慮に入れ予算の管理を適正に努めていただきたいと思います。次に令和5年度から公営企業会計となりました簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業特別会計の決算につきまして8月4日に決算審査を行いますので報告いたします。決算審査にあたりましては一般会計と各特別会計と同じであります。令和5年度から公営企業会計に移行したところであり前年度との比較が主になります。監査意見としまして、決算報告書及び関係書類は公営企業会計基準に基づいて適正に作成されておりました。監査の総括として3会計とも2点指摘いたしました。住民の生活に必要なインフラを担っており、安定した水道水供給や汚水処理を行い続けられるよう経営の合理化について推進していくとともに、経営健全を目指すことを求めます。また、施設の老朽化による改修や更新が必要となっており、一部でその取り組みが始まっていますが、経営を圧迫しないよう計画的に事業を進めるとともに、補助金などの財源確保についても進めていただきたいと思います。次に令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率などの審査については、財政健全化判断比率、資金不足比率及びその他算定の基礎事項を記載した書類を審査した結果、実質公債費比率が令和5年度より1.4ポイント上昇し11.5%。これは以前行った大型事業時に財源とした借入金返済に続いていることを示しております。同様の要因により令和6年度決算からは将来負担比率についても数値が生じました。しかし、いずれの指標においても早期健全化団体や財政再建団体に指定される値を大きく下回っております。前述のとおり当町の財政の歳入は自主財源25%、依存財源は75%、歳出については義務的経費が全体の30.3%、公債費が全体の11.1%と高い割合を示しています。今後も町内の人口減少が進み、自主財源である税収も減少していくことが想定されます。現在も取り組んでいることとは思いますが、予算の執行にあたっては、事務の見直しを進め無駄を省くことはもちろんのこと、各種事業等についても制度の点検や改善を進め健全な財政運営に努めていただくとともに、まちづくりの基本条例の目的でもあります。東栄町に関係する人々が幸せに暮らす事ができるまちづくりを目指し進めていかれますようお願い申し上げます。以上で監査報告を終わります。

議長（加藤彰男君）

以上で監査委員による令和6年度各会計全般の決算審査意見書の報告を終わります。

次に。

監査委員の報告に対する説明を求めるといいますか。質疑ではなくて説明を求めます。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

はい、一般会計及び特別会計の決算審査意見書について改めてまたご説明いただきたいという点があります。7ページの1番末尾でありますけれども、財政状況が引き続き厳しいことを全職員が認識し、以下の点について留意し財政健全化への取り組みに努めてもらいたいとしまして、以下の点とは予算不用額については予算の経済的、効率化な執行、経費節減など予算の執行後に緊急性、突発性等必要最低限の予算執行を考慮に入れ予算の管理を適切に務めてもらいたい。というものであります。具体的にどういうことが問題としてあったのかということをご説明いただきたいと思います。突発的な最低限の予算執行を考慮に入れてなかったということなのかですね、何をどのように改善しだほうがよいというご意見なのか、改めてご説明いただきたいと思います。

議長(加藤彰男君)

いいですか。今の内容につきましては、代表監査委員との合議の上で監査意見書を出したということで、今の部分の監査意見書の部分について説明をしてほしいという内容でいいですね。監査委員の方でもし改めて代表監査委員と必要ならばですね、あとの決算委員会、この場で答えられる範囲がありましたら議選の監査委員として今の内容について回答してください。

はい監査委員。

監査委員(櫻井孝憲君)

はい失礼します。それでは決算委員会の方で発言させていただきます。

議長(加藤彰男君)

今の内容につきましては、代表監査委員とともに今の説明を求める内容についてですね、検討していただいて決算特別委員会で監査委員としての回答をしてください。よろしくお願いたします。

次に進みます。

議長発議としてお諮りいたします。先の議会運営委員会で確認しましたように、認定案第1号から認定案第13号までの13議案は令和6年度各会計決算認定として慎重審査が必要と思われまます。地方自治法第109条、会議規則第37条、委員会条例第4条に基づき議長を除く7名で構成する決算特別委員会を設置して審査したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認めます。認定案第1号から認定案第13号までの10議案については、7名による決算特別委員会を設置して付託し審査することを決定いたしました。

続いてお諮りいたします。決算特別委員会の選任は委員会条例第5条第1項の規定によ

り岡田浩二議員、佐々木一也議員、浅尾もと子議員、櫻井孝憲議員、伊藤真千子議員、西谷賢治議員、村本敏美議員を指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「なし」の声あり。)

異議なしと認めます。よって、決算特別委員はただいま指名したとおりの選任することに決定いたしました。

決算特別委員の方は、本日の本会議散会後に委員会を開催し正副委員長の選任を行い、その結果を議長に報告をしてください。

----- 議案第 56 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 19、議案第 56 号「東栄町火入れに関する条例の一部改正について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

経済課長。

経済課長（佐々木豊君）

失礼します。議案第 56 号、東栄町火入れに関する条例の一部について。東栄町火入れに関する条例の一部改正する条例を次のとおり定めるものとする。提案理由としましては、この案を提出するのは、関連する現行制度に合致するよう条文の文言整理等を行うものである。1 枚おめくりください。新旧対照表がございます。右側は改正前左側は改正後となります。第 14 号、第 14 条第 1 項中乙、異常乾燥注意報をもしくは乾燥注意報を発表された場合に改め、同条第 2 項中または強風注意報、異常乾燥注意報を乙強風注意報もしくは乾燥注意報が発表されたときに改めます。1 枚お戻りください。附則、この条例は公布の日から施行する。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

伊藤議員。

5 番(伊藤真千子君)

ちょっと確認させていただきたいんですけども、この条例というのは山林とか森林の関係だと思うんですけど、野焼きに関しての、ごみを畑で、いま畑でごみを燃やしている方が見かけることがありますけども、この条例に関係するのかと、あとは畑でこういう行為をしていたときに執行部側としてどのような対応をするのかと、あと森林法の 205 条の関係で違反した場合には最大 30 万以下の罰金があるっていうことなんですけど、そういうのも野焼きには関係してくるのか、また常任委員会で解答を願いたいと思いますけれども、お願いします。

議長（加藤彰男君）

よろしいですか。常任委員会でもよろしいですか。

はい。他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、議案第 56 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 57 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 20、議案第 57 号「令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは一般会計の補正予算の説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 57 号、令和 7 年度東栄町一般会計補正予算（第 6 号）について。続いて 2 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 3,734 万 3,000 円を増額し、予算総額を 41 億 5,894 万 4,000 円とするものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。8 ページをお開きください。1 款 1 項 1 目議会費 7 節議員研修講師謝礼は、議員等を対象にコンプライアンスに関する研修を実施するものです。2 款 1 項 4 目財産管理費 14 節旧本郷保育園排水設備改修工事は、経年劣化により宅内排水が正常に機能していない部分があるため、排水管の布設替えと排水桝を取り換えるものです。7 目企画費 14 節市場集会所駐車場修繕工事は、駐車場の排水溝の跳ね上げ事故を受けて実施するもので、側溝を取り壊した上で埋め立て舗装を実施するものです。2 項 1 目税務総務費 8 節会計年度任用職員費用弁償は、通勤に係る費用弁償を追加するものです。3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 13 節コンピューター等借上料は、住基ネット端末機において新たな仕様が示されたことにより取り換えるものです。10 ページ 5 項 3 目国勢調査費は、今回の国勢調査委託金の内容等が内示されたことによる追加です。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 8 節会計年度任用職員費用弁償は、通勤に係る費用弁償を追加するものです。14 節平和記念碑設置工事は、11 月に行う予定の平和記念宣言を後世に残すため設置するものです。4 目老人福祉費 27 節は、後期高齢者医療特別会計の補正により増額するものです。7 目介護予防施設費 12 節トータルコーティング委託料は、現在進めているトータルコーティング事業において、スポーツの専門家に補佐してもらい本事業展開するために地域活性化企業人制度を使って委託するものです。12 ページ 2 項 1 目児童福祉総務費 12 節放課後児童クラブ支援員業務委託料は、夏休み期間中の支援員の不足分を委託したものです。第二子無償化システム改修業務委託料は、10 月 1 日から第二子の保育料を無償にするためにシステムを改修するものです。2 目保育園費は、第二子無償化に係る県補助金を追加し保育料を減額することによる財源更生です。4 款 1 項 1 目保健衛生

総務費 1 節報酬から 8 節旅費までは、会計年度任用職員の退職による減額です。27 節は国民健康保険特別会計の補正による増額です。14 ページ 5 款 1 項 3 目農業振興費は、地域おこし協力隊に係る予算の組み換えをするものです。8 目農業集落排水事業費 27 節は、農業集落排水事業特別会計の補正による増額です。2 項 3 目林道事業費 12 節林道測量設計等委託料は、三橋分の橋梁補修設計業務委託料を実績見込みにより減額するものです。14 節小規模林道事業改良は、委託料の減額分を今年度予定している改良工事に追加するものです。6 款 1 項 2 目商工振興費は、家計応援事業として全世帯を対象として商工会商品券 1 世帯当たり 7,000 円分を、18 歳以下の子供がいる世帯には 5,000 円分を加算して交付するものです。10 節消耗品費は商品券購入費、11 節郵便料は商品券を郵送するための経費です。16 ページ 4 目地域振興費 12 節東栄フェスティバル公演業務委託料は、経費の高騰により増額するものです。5 目温泉施設費 10 節修繕料は、機械設備の修繕のために追加するものです。7 款 2 項 2 目 道路橋梁維持費 12 節低濃度 BCB 廃棄物等運搬処理、処分業務委託料は、橋梁補修工事により発生した塗膜カス等の廃棄をするために追加するものです。5 目急傾斜地対策事業費 18 節急傾斜地崩壊対策事業負担金は、御園及び三輪地区の今年度工事に対するものです。4 項 1 目公共下水道費 27 節は、公共下水道事業特別会計の補正により追加するものです。8 款 1 項 4 目無線管理費 12 節映像配信システムデータ放送設備更新業務は、とうえいチャンネルの放送を送出している装置が今年中に保守期限を迎えることから更新費用を追加するものです。18 ページ 9 款 1 項 4 目コミュニティスクール推進費は、地域おこし協力隊の社会保険料を追加するとともに、住居の家賃に係る予算の組み換えをするものです。3 項 2 目教育振興費 3 節会計年度任用職員期末手当及び勤勉手当は、中学校の特別教育支援員について、当初予定の週 15 時間勤務からうち 1 名が週 18 時間勤務になったため期末勤勉手当を支給する必要が生じたことにより追加するものです。4 項 2 目学校給食共同調理場費は、会計年度任用職員の勤務日数が減少したことにより報酬を減額し調理業務委託料を増額するものです。6 項 1 目総務管理費 12 節建築基準法定期報告委託料は、法律で義務付けられている 3 年に 1 度のグリーンハウスに対する特定建築調査に基づく定期報告書を提出するために追加するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。10 款 1 項 1 目地方交付税 1 節普通交付税は、今年度の交付額が決定したことにより減額するものです。12 款 1 項 1 目民生費負担金 1 節保育料負担金現年度分は、10 月 1 日からの第二子無償化の実施により 6 名分の保育料を減額するものです。14 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 1 節個人番号カード交付事務費補助金は、住基ネット端末機器更新に充てられるものです。6 目商工費国庫補助金 1 節地方創生臨時交付金は、家計応援事業に充てられるものです。15 款 1 項 1 目民生費県負担金 1 節後期高齢者医療保険基盤安定負担金は、令和 7 年度保険料を当初賦課軽減額の決定により減額するものです。2 項 2 目民生費県補助金 2 節第二子第三子保育料無償化事業費補助金は、第二子以降の低年齢児保育の無償化に対して追加されるものです。6 ページ 3 項 1 目総務費県委託金 3 節国勢調査委託金は、額が内示されたことにより増額するものです。18 款 1 項 2 目財政調整基金繰入金は、今回の補正の財政調整により増額するものです。19 款 1 項 1 目繰越金は、令和 6 年度決算により額が確定したことによる減額です。以上で一般会計補正予算の説明を

終了させていただきます。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

お尋ねいたします。補正予算の説明書の8ページの議会費についてです。報償費として15万円議員研修講師謝礼として予算化されることになりました。ご説明では議員等を対象としたコンプライアンス研修だということでもあります。議会の中では帖佐直美弁護士によるコンプライアンス研修の講演料、講演をするということが先日の議会運営委員会で報告されました。議会事務局にお尋ねしたところ、講演料が15万円だということを伺いました。そこで予算化の経緯を伺いたいと思います。また、予算化にあたって研修を実施することの是非や実施する時期、またその費用について議会の同意を得たか伺いたいと思います。3点目、議員必携の、私の持っている第11次改定版ですけれども、242ページにはですね、地方公共団体の予算は原則として年間の支出の一切の経費を計上するという原則としてですね、みだりに補正予算を組むべきではないとしているんですね。例外的に予算編成時に予期できなかった天災ですとか災害の発生などによって必要となった予算措置など、補正予算を編成する事例として8項目を示しております。災害、天災ですとか地方債の同意の見通しが確実に変わった、建設事業の設計変更等をやむを得ないもの等々でありますけれども、この予算は8項目のいずれにあたるかお伺いしたいと思います。常任委員会で結構です。

議長（加藤彰男君）

はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で歳出の質疑を終わります。歳入全般について質疑はございませんか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、事前にお尋ねしたい点がございます。歳入のですね、4ページ、補正予算説明書の4ページ地方交付税の減少についてです。18億5,100万1,000円の予算を立てましたけれども、補正として4,636万6,000円を減額するものです。それから繰越金をですね、6ページの19款繰越金を1億6,621万4,000円と予算化しておったところ3,060万円減額すると。金額の確定によるものだということでありました。その財源の調整としてですね、同じく6ページ18款の財政調整基金繰入金を1億411万1,000円取り崩すという補正予算になっております。繰越金の予算がですね、実際の予算額よりも繰り越して、実際の繰越額

が少ないという事態を私は議会に出て6年経ちますけれども、おそらく初めて経験すると感じます。それから地方交付税の減額というのも町にとっては大きなものだと思います。この2つの減額の要因ですね、主なものについて教えて頂きたいと思います。

議長（加藤彰男君）

常任委員会ですよろしいですか。執行部どうします。常任委員会で。はい、常任委員会で。はい、他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、議案第57号を常任委員会に付託いたします。

少し早いですけれども、まだ議案の方ありますので、これで一旦休憩としたいと思います。再開は午後1時といたします。休憩といたします。

----- 議案第58号、59号 -----

議長（加藤彰男君）

1時少し前ですけれども、皆さんお揃いですので会議をしたいと思います。

それでは休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第21、議案第58号「令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について」、日程第22、議案第59号「令和7年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」の2案件を一括して議題といたします。執行部の説明を求めます。

税務会計課長。

税務会計課長（藤田智也君）

はい、それでは補正予算書の9ページをご覧ください。議案第58号、令和7年度東栄町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。10ページをご覧ください。今回の補正は歳入歳出それぞれ465万8,000円増額し、予算総額を4億6,336万5,000円とするものです。補正予算説明書の32ページをご覧ください。まず歳出、1款1項1目一般管理費10節需用費1万8,000円の増。マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う広報用ちらしの印刷費が補助対象となるため予算化するものです。同じく一般管理費12節委託料107万8,000円の増。子ども子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費を増額補正するものです。3款1項1目一般被保険者医療給付費分18節負担金補助及び交付金93万3,000円の増。県へ納付する納付金額の確定に伴う増額補正です。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分18節負担金補助及び交付金54万1,000円の増。同じく県へ納付する納付金額の確定に伴う増額補正です。34ページをご覧ください。3款3項1目介護納付金分18節負担金補助及び交付金38万3,000円の減。同じく県へ納付する納付金額の確定に伴う減額補正です。5款3項1目施設管理費12節委託料38万8,000円の増。ひだまりプラザ清掃業務の委託化に伴う増額補正です。36ページをご覧ください。8款1項6目療養給付費等負担金償還金22節償還金利子および割引料208万3,000円の増。令和6年度

分特定健康診査等の負担金とマイナ保険証一体化に伴う整備費補助金の確定に伴う返還金です。それでは28ページをご覧ください。次に歳入です。1款1項1目一般被保険者国民健康保険料461万9,000円の減。保険料本算定による減額で、1人当たりの保険料見直し幅の減少が主な減額要因です。5款1項1目一般会計繰入金38万8,000円の増。ひだまりプラザ清掃業務の委託料に充当するものです。5款2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金1,115万9,000円の減。繰越金の確定による充当財源の変更に伴う減額補正です。6款1項1目繰越金1,895万3,000円の増。繰越金の確定に伴う増額補正です。30ページをご覧ください。10款1項2目社会保障税番号制度システム整備費等補助金1万7,000円の増。歳出のマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う広報用チラシの印刷費に充当するものです。10款1項3目子ども子育て支援事業費補助金107万8,000円の増。歳出の子ども子育て支援制度の創設に伴うシステム改修費に充当するものです。国民健康保険特別会計補正予算については以上です。

続きまして補正予算説明書の15ページをご覧ください。議案第59号、令和7年度東栄町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について。16ページをご覧ください。今回の補正は歳入歳出それぞれ827万4,000円増額し、予算総額を1億4,780万5,000円とするものです。補正予算説明書の48ページをご覧ください。歳出1款1項1目一般管理費54万4,000円の増。子ども子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費を増額補正するものです。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金506万7,000円の増。令和7年度の保険料当初賦課総額の決定等に伴う補正です。3款1項1目後期高齢者医療費231万2,000円の増。令和6年度療養給付費負担金の確定に伴う精算です。50ページをご覧ください。4款1項1目保険料還付金30万1,000円の増。保険料の還付金が不足するため増額補正するものです。それでは44ページをご覧ください。次に歳入です。1款1項1目後期高齢者保険料561万6,000円の増。令和7年度の保険料当初負荷総額の決定に伴う補正です。3款1項1目一般会計繰入金43万3,000円の増。1節は令和7年度の保険料当初賦課の決定に伴い、保険料軽減分の財源となる保険基盤安定繰入金の減額補正です。2節の療養給付費繰入金は令和6年度療養給付費負担金の確定に伴う増額補正です。3節の事務費繰入金は令和6年度保険料負担金の確定に伴う増額補正です。4款1項1目繰越金133万円の増。令和6年度繰越金の確定に伴う補正です。5款2項1目保険料還付金30万1,000円の増。歳出の保険料還付金として充当するものです。46ページをご覧ください。10款1項2目子ども子育て支援事業費補助金59万4,000円の増。歳出の子ども子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修費に充当するものです。後期高齢者医療保険特別会計補正予算については以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。はじめに議案第58号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

補正予算書の28ページ歳入の国民健康保険料とですね、6款の繰越金についてお伺いいたします。歳入の国保料が461万9,000円の減額補正です。ご説明では保険料の本算定で見直し額を減少したということでありました。保険料を今年度ですね、1万5,000円、1人当たり被保険者1人当たり値上げをするという方針を示していましたが、それをどのように変更したことに伴う国保料の減少なのかということをお伺いしたいと思います。そして今回の決算でですね、令和6年度の決算の結果、歳入歳出で差引3,255万円。これが決算の剰余金ということになるかと思うんですけども、それをそのまま繰越金としてですね、今回出しているわけではなくて、その3,200万円のうちの1,985万3,000円を繰越金として今回予算として提案されているものと思います。残りの1,000万円についてはこれから自由に使っていけるという、そのような余裕として持っているか理解しているのかお伺いしたいと思います。そしてその1,000万円分の余裕を踏まえたとしたら、国保料の値上げというのは財政上は今年度はしなくてもよかったのではないかとこのように思えてしまいます。私がお伺いしているのは1万5,000円1人当たり値上げするところを1万円に抑えたということでありましたので、その5,000円分の差額が461万9,000円の減額とすればですね、残り1,000万円の剰余金があれば値上げの必要がなかったというふうに単純計算ではなるのではないかと思うことからお伺いいたします。

議長(加藤彰男君)

今の内容は常任委員会でいいですか。付託しますけれども、はい。いいですか。常任委員会で、はい。

他にございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り、議案第58号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第59号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

(「なし」の声あり。)

以上で質疑を打ち切り、議案第59号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第60号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第23、議案第60号「令和7年度東栄診療所特別会計補正予算(第2号)について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

診療所事務長。

診療所事務長(高尾公彦君)

補正予算書21ページをお願いいたします。議案第60号、令和7年度東栄診療所特別会計補正予算(第2号)について。22ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ

れ 185 万 3,000 円を増額し、予算総額を 3 億 8,834 万 7,000 円とするものです。それでは、予算説明書の歳出から説明させていただきますので、60 ページをお願いします。1 款 1 項 1 目一般管理費 8 節普通旅費は、県より医師 2 名派遣により着後手当及び移転料に伴う増額。費用弁償は腎臓内科が月 2 回から毎週になったことによる増額です。2 款 1 項 1 目医療用機器器具費 17 節医療機器等購入費は、耳鼻咽喉科、ドックや健診で使用する聴覚検査機器の部品調達がなく修理不能のため更新するものです。現在はメーカーにより代替機で対応しております。次に歳入の説明をさせていただきます。58 ページをお願いします。今回の財源は 5 款 1 項 1 目繰越金を充てさせて頂いております。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。議案第 60 号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り議案第 60 号を常任委員会に付託いたします。

----- 議案第 61 号～63 号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第 24、議案第 61 号「令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、日程第 25、議案第 62 号「令和 7 年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について」、日程第 26、議案第 63 号「令和 7 年度東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について」の 3 案件を一括として議題といたします。執行部の説明を求めます。

生活環境課長。

生活環境課長（伊藤仁寿君）

それでは東栄町簡易水道事業特別会計補正予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 61 号、令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について。2 ページをお願いいたします。第 2 条、令和 7 年度東栄町簡易水道事業特別会計予算第 2 条に定めた業務予定量を次のとおり補正する。イ、浄水施設建設改良費、補正予定量 209 万円。計 6,782 万 4,000 円。ロ、配水施設建設改良費、補正予定量 2,500 万円。計 7,785 万 4,000 円。第 3 条、予算第 4 条本文かっこ書きを資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 6,779 万 5,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 804 万 5,000 円、過年度分損益勘定留保金 5,975 万円で補填するものとする。に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第 3 款第 1 項企業債、補正予定額 2,650 万円。計 3,660 万円。支出第 4 款第 1 項建設改良費、補正予定額 2,790 万円、失礼 2,709 万円。計 1 億 4,567 万 8,000 円。第 5 条、予算第 5 条に定めた企業債の限度額を次のように補正する。そこに記載の通りです。それでは補正予算書で説明をいたします。補正予算書 9 ページをお願い

いたします。収益的収入及び支出の支出ですが、4款1項1目浄水施設建設改良費 209 万円の増。これにつきましては三輪浄水場の膜ろ過設備の逆洗弁が故障したことによる取り換えをするために費用計上するものです。4款1項2目配水施設建設改良費 2,500 万円の増。これにつきましては県代行事業である本郷下川農免線工事に伴う水道管移設工事費として費用計上するものです。8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入ですが、3款1項1目建設改良債 2,650 万円の増。これにつきましては本郷下川農免線の移設工事に伴い、委託料も含め企業債の対象となったため費用計上するものです。東栄町簡易水道事業特別会計補正予算については以上となります。

次に東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第62号、令和7年度東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について。2ページをお願いします。第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款第2項営業外収益、補正予定額 14 万 8,000 円。計 1 億 4,329 万 2,000 円。支出第2款第2項営業外費用、補正予定額 14 万 8,000 円。計 501 万円。それでは補正予算説明書で説明をいたします。補正予算説明書の9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出ですが、2款2項2目消費税及び地方消費税 14 万 8,000 円の増。これにつきましては消費税及び地方消費税の納付に伴う中間納付の不足分として費用計上するものです。8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1款2項2目他会計補助金 14 万 8,000 円の増。これにつきましては支出の補正に伴い補正するものです。東栄町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については以上です。

次に農業集落排水事業特別会計補正予算書の1ページをお願いいたします。議案第63号、令和7年度東栄町農業集落排水事業特別会計第1号について。2ページをお願いいたします。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入第1款第2項営業外収益、補正予定額 8 万円。計 4,455 万円。支出第2款第2項営業外費用、補正予定額 8 万円。計 101 万 7,000 円。それでは補正予算説明書で説明をいたします。9ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の支出ですが、2款2項2目消費税及び地方消費税 8 万円の増。これにつきましては消費税及び地方消費税の納付に伴う中間納付の不足分として費用計上するものです。8ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入ですが、1款2項2目他会計補助金 8 万円の増。これにつきましては支出の補正に伴い補正するものです。東栄町農業集落排水事業特別会計補正予算については以上となります。

議長(加藤彰男君)

説明が終わりました。はじめに議案第61号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

はい、浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

新たな地方債の借入についてお尋ねしたいと思います。補正予算書の2ページにですね、起債の方法が証書借入で利率4%以内などと書かれています。本郷下川農免線水道管移設工事設計委託が250万円ですね、本郷下川農免線水道管移設工事が2,400万円の借入を見込んでいるということで、何年ものの起債で据え置き期間が何年のものなのか、また借りるとしたら利率はどの程度となるのかお伺いしたいと思います。関連してですね、このような地方債を借り入れる時の町の方針というものもお示しいただきたいと思います。例えば地方公共団体の中には、12年間借りられるものであってもそれより短い期間で借入をする。あるいは据え置き期間を設けないとかですね、そういうことをしている自治体もあるんですけども、東栄町ではどのように借入れを行っているのかということをお示し頂ければと思います。

議長（加藤彰男君）

常任委員会でよろしいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、議案第61号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第62号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、議案第62号を常任委員会に付託いたします。

次に議案第63号の質疑を行います。歳入歳出全般について質疑はございませんか。

（「なし」の声あり。）

以上で質疑を打ち切り、議案第63号を常任委員会に付託いたします。

----- 同意案第4号 -----

議長（加藤彰男君）

次に日程第27、同意案第4号「東栄町教育委員会委員の任命について」を議題といたします。執行部の説明を求めます。

町長。

町長(村上孝治君)

同意案第4号、東栄町教育委員会委員の任命について。渡邊忠司委員の任期満了に伴う委員の任命であり、議会の同意を求めるため同意案を提出するものであります。住所、東栄町大字下田[]。氏名、真柴浩志。生年月日、[]。任期は令和7年10月1日から令和11年9月30日までとなります。以上です。

議長（加藤彰男君）

説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

浅尾議員。

3番(浅尾もと子君)

新たな教育委員会の委員の任命について2点お尋ねいたします。今回ですね、今まで勤めてこられた委員の方が任期を終えられるということで、新しい委員の方を任命するという議案であります。新たに任命される方はですね、どのような経歴や人柄を町は期待してこの方に任命しようとする事になったのかお伺いしたいと思います。また、2点目、教育委員会の委員というのは留任は妨げないような運用になっているのか、あるいは任期満了で次の方へというような取り決めをしているものなのかお伺いしたいと思います。

議長(加藤彰男君)

はい、教育課長。

教育課長(青山章君)

はい、教育課長。真柴浩志様につきましては自営業で、経歴としまして消防団長並びに現在は防災士、また、コミュニティスクールの運営委員と教育方面でもご協力を頂いている方で、人柄も明るく推薦することになりました。あと任期につきましては1期4年ですが、渡辺委員は3期12年勤めていただきました。当然留任を確認してからの、なりますので特に1期で終るとかそういうふうには決まっておりません。以上です。

議長(加藤彰男君)

はい他によろしいですか。

以上で質疑を打ち切ります。

本案は人事案件でありますので、討論は省略し直ちに採決いたします。採決は起立によって行います。

本同意案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

はい、着席ください。

起立7名、起立全員です。

よって、同意案第4号は原案通り同意することと決定いたしました。

----- 報告第4号 -----

議長(加藤彰男君)

次に日程第28、報告第4号「令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題といたします。執行部の説明を求めます

総務課長。

総務課長(伊藤太君)

報告第4号、令和6年度決算に基づく財政健全化判断比率及び資金不足比率について。1枚めくっていただき財政健全化判断比率及び資金不足率の報告の表をご覧ください。1番の財政健全化判断比率です。実質赤字比率、連結実質赤字比率については比率が無いのでハイフンとしております。実質公債費比率11.5%で、先に行った大型公共事業等に充てた地方債の元金の償還が本格化した影響により、前年度から1.4ポイント上がっております。将来負担比率につきましては、財政調整基金残高が減少したことにより令和6年度は5.4%となりました。昨年度は比率がなかったため5.4%上がったこととなります。2番の資金不足比率ですが、簡易水道事業特別会計、特定環境保全公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計の資金不足率でありますけれども、いずれの会計も資金不足が生じていないためハイフンとしております。以上、報告いたします。

議長（加藤彰男君）

以上で報告が終わりました。これについて質問はありますか。

はい、浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

2つお尋ねしたいと思います。財政健全化判断比率の中で数字が出ている実質公債費比率及び将来負担比率についてお伺いいたします。実質公債費比率が11.5%、将来負担比率が5.4%となりました。この2つの数字をですね、町としてどのように評価しているかということをお伺いしたいと思います。そして今後の町政運営の中でですね、この2つの指標、どの程度とすることが望ましいと考えているのかお伺いいたします。

議長（加藤彰男君）

はい、総務課長。

総務課長（伊藤太君）

まず実質公債費比率の件でございますけれども、やはり今説明をしたとおり、先に行った大型事業の起債の元金部分の償還が本格してきたため、やはりどうしても実質公債費比率は上がってきます。来年度につきましても起債の償還額、今年度より多少減る予定でおりますけれども、来年度いわゆる今年度につきましても実質公債費比率はこのような11%から12%ぐらいの数字になるかと思っております。あと将来負担比率につきましては、今説明をしたとおり財政調整基金の残高が減ってきております。そのため分子、出すとき分子になりますけれども、地方債の現在高、あと職員の退職手当の負担金等将来負担しなければならぬ額から充当可能財源ということで充当可能基金、あと基準財源需要額に算入予定額、こちらの方を引くとその分子が出るわけですが、昨年度まではその分子、基金が多かったため0となっておりましたので比率が出なかったわけでありまして、今年度は基金の残高が減ったため分子が出てしまい、将来負担比率も同様に出ることとなりました。将来的と言いますか、一応危険なラインからはまだ開きがあるわけですが、今後

やっぱり一般財源の使い方等財政運営にはその辺配慮しながら予算等立てていきたいと考えております。

議長（加藤彰男君）

よろしいでしょうか。

浅尾議員。

3番（浅尾もと子君）

はい、年度の確認をさせてください。今ですね、今年度、来年度は償還額が減るというご答弁があったんですけども、その場合の来年度というのは令和8年度のことなのかということをお尋ねしたいと思います。今日お配り頂いた今後の公債のですね、償還状況の資料で見ますと、令和7年度の償還額は4億6,180万余りでありまして、令和6年度の4億5,612万円よりも7年度のほうが高いんですね。なので今おっしゃった来年度の償還額減るというのは令和8年度に少し減るという意味だと理解していいか、その点だけ確認をお願いいたします。

議長（加藤彰男君）

総務課長。

総務課長（伊藤太君）

はい、来年度、8年度は多少減るということで、今年度が起債の、現在はピークであると認識しております。

議長（加藤彰男君）

はいよろしいですか。

以上で報告第4号を終わります。

----- 閉会 -----

以上をもちまして本日の議事日程はすべて終了いたしました。次回は会期日程に基づき明日10日午前10時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会といたします。